

I o T (L P W A) プラットフォームを活用した公共テーマ型実証実験事業 プロポーザル方式実施要領

この要領は、I o T (L P W A) プラットフォームを活用した公共テーマ型実証実験事業の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業概要

- (1) 事業名 I o T (L P W A) プラットフォームを活用した公共テーマ型実証実験事業
- (2) 目的 I C T の効果的な活用による地域経済の活性化と市民サービスの向上を目指し、今後の I C T の柱となる I o T の活用を促進するため、藤枝市とソフトバンク株式会社が連携し構築する I o T (L P W A のうち L o R a W A N ™) プラットフォームを実証フィールドとして提供し、本市における I o T 技術の発展と、それによる産業競争力向上や豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、公共サービスの増進を図る。
- (3) 業務内容 ソフトバンク株式会社が提供する L P W A (L o R a W A N ™) 環境の利用に適合性があり、その特性を生かし、かつ、指定するテーマに沿って課題の解決や公共サービスの向上を図る実証実験を行うこと。
- (4) 指定テーマ 市民の安全・安心を向上させるもの、公共サービスの向上・効率化を図るもの、産業の振興と課題の解決を図るもの及びその他公共サービスの向上に資するもののいずれかに該当すること
- (5) 事業期間 補助金交付決定日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日まで

2 実施方式

公募型プロポーザル方式

3 申込資格

次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと（同令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する場合も含む）。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に基づく藤枝市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止、藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及び関係者排除措置要領による指名排除を受けていないこと。
- (4) 日本国内に存在する法人で、法人にかかる国税・地方税等について、滞納がないこと
- (5) 日本における法令（反社会勢力排除など）に準拠し、宗教活動・政治活動を主たる目的とする法人・団体及び藤枝市暴力団排除条例に規定する暴力団関係企業等でないこと

4 募集内容

- (1) 募集方法 事業者の募集は、市ホームページに掲載して行う。
- (2) 申込方法 必要書類の提出による。
- (3) 募集期間 平成 2 9 年 6 月 9 日（金）～平成 2 9 年 7 月 5 日（水）午後 5 時（必着）

5 補助対象事業者決定方法

内 容	日 時 ・ 期 間
募集期間	平成29年6月 9日（金）～ 平成29年7月 5日（水）午後5時（必着）
質問提出期限	平成29年6月16日（金）午後5時（必着）
質問への回答	平成29年6月22日（木）
参加申込書・企画提案書等提出期限	平成29年7月 5日（水）午後5時（必着）
参加資格の審査	参加申込書受付日から選考日までに実施
選考	平成29年7月14日（金）
審査結果通知	平成29年7月19日（水）（事業者に別途通知）
補助金交付申請	平成29年7月20日（木）～ 平成29年7月31日（月）午後5時（必着）
補助金交付決定	補助金交付申請書受理後2週間以内
事業完了	平成30年3月31日（土）まで
実績報告書類の提出	補助事業を完了した日から起算して10日を経過した日又は平成30年4月10日（火）のいずれか早い日まで

6 説明会

募集に関する説明会は、実施しない。

7 質疑・応答

（1）質問書の提出方法

任意様式に記入の上、持参又は郵送・Eメールにより提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。電話による質問の受付は行わない。

（2）質問提出期限

平成29年6月16日（金）午後5時（必着）

（3）提出先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号
藤枝市企画創生部 ICT 推進室
Eメール：ict@city.fujieda.shizuoka.jp

（4）回答方法

市ホームページに質問・回答内容を掲載する。

（5）回答日

平成29年6月22日（木）

8 申込方法・提案書作成方法

必要書類を藤枝市企画創生部 ICT 推進室に提出することにより行う。なお、必要な書類について

は、紙媒体で指定部数を提出することに加え、PDF形式での提出を行うこと。

(1) 参加申込及び資格確認に必要な提出書類

- ア 参加申込書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- イ 会社概要（様式は任意）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
※会社沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記述を含んだもの
- ウ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）（写し可）・・・・・・・・・・ 1部
※参加申込書受理日前3か月以内に発行されたもの
- エ 印鑑証明書（縮小・拡大不可）（写し可）・・・・・・・・・・ 1部
※参加申込書受理日前3か月以内に発行されたもの
- オ 財務諸表（直前年度分の貸借対照表、損益計算書）（写し可）・・・・・・・・ 1部
- カ 納税証明書（その3の3）（法人税、消費税及び地方消費税）（写し可）・・・・ 1部
※参加申込書受理日前3か月以内に発行されたもの
- キ 市税に未納がないことの証明（完納証明書）（写し可）・・・・・・・・・・ 1部
※参加申込書受理日前3か月以内に発行されたもの（藤枝市に納税義務がある者に限る）
- ク 誓約書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ケ 返信用封筒（長形3号、82円切手を貼付し、宛先を記入したもの）・・・・・・ 1部
※参加資格審査結果通知用

(2) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（様式は任意）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

※記載必須事項は下記のとおり

① 実証実験の内容

- 実証実験の実施内容及び計画
（実証する内容と予測される公共の福祉に資する効果、実施予定場所、地元協力者と連携する場合はその協力者を具体的に明記すること）
- 実証実験に用いるシステム構成図
- 実証実験に係る予算
（補助金交付要綱で補助対象費目を確認し、補助金交付申請額を明示すること）
- 実証実験の実施体制
- 過去の同種・類似業務実績

② 実証後のサービスモデル

- ビジネス・収益モデル
- 対象となるユーザー
- サービス導入によるユーザー側のメリット

③ スケジュール

- 開発期間
- サービスイン
- アフターフォロー期間
- 中間報告（任意のタイミングで1回以上設定すること）
- 実験終了日
- 実績報告（事業終了後10日以内）

(3) 提出期限

平成29年7月5日(水)午後5時必着

(4) 提出方法

紙媒体の提出は持参又は郵送(配達証明付き郵便書留)により提出すること。持参による提出は、土曜、日曜、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。なお、PDF形式の提出は、EメールまたはCD-Rによることとする。

(5) 提出先

上記7(3)と同様

(6) 参加資格審査結果の通知

上記3及び8(1)の参加資格審査結果は、参加申込及び資格確認に必要な提出書類の受領日から順次実施し、選考日までに書面で通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面(任意様式)にて説明を求めることができる。回答は書面により行う。

9 審査方法

補助対象事業者の選定にあたっては、審査委員会を開催し、企画・提案の内容、事業の実施能力等を審査する。なお、必要に応じてプレゼンテーションまたはヒアリングを行うこととし、その場合、事業者に別途通知を行う。

(1) 審査基準

別表 審査点数表 のとおり

(2) 審査方法

ア 補助対象事業者の選定は、別表審査点数表に基づき、申込事業者から提出された参加申込書及び企画提案書を各審査員が評価し、その評価点の合計を加算して順位を付け、審査委員会の合議の上、予算の範囲内において補助対象事業者を選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

イ 事業の品質確保を図る為、補助対象者の選定にあたっての失格基準として、評価点の合計点が60%未満だった場合は、失格とする。

(3) 審査結果通知

審査結果は、平成29年7月19日(水)に書面で発送する。なお、補助対象事業者として選定されなかった事業者は、通知書を発送した日の翌日から起算して7日以内に当該所管課へその理由について説明を求めることができる。

10 提案書等の取扱い

(1) 提出された提案書等は、返却しない。

(2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、申込事業者の負担とする。

(3) 提案書の作成については、1事業者1提案とし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は、原則認めないこととする。

11 結果の公表

提案審査後、市ホームページに審査結果を公表する。

12 参加申込者の失格要件

- (1) 応募資格を満たさない事業者又は補助対象事業者を決定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 本実施要領における諸条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) この要領で示された、提案書の提出方法、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項、企画提案書の必須項目等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (7) その他、指示した条件に違反する等市長が不相当と認める場合

13 提案書の著作権

- (1) 提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 藤枝市は、審査の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。
- (3) 藤枝市は審査過程において、提出された提案書等をソフトバンク株式会社に開示することができる。
- (4) 藤枝市は、申込事業者から提出された提案書等について、藤枝市情報公開条例（平成13年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。

14 補助金の交付申請及び契約の締結

- (1) 選定された事業者は藤枝市LPWAネットワーク実証実験事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書等の必要な書類を提出するものとする。
- (2) 選定された事業者はソフトバンク株式会社が提供するLPWA（L o R a W A NTM）環境を利用するために、ソフトバンク株式会社とのNDA締結、およびLPWA（L o R a W A NTM）利用に関わる契約を締結するものとする。

15 留意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、申込事業者の負担とする。
- (2) 企画・提案の内容は、ソフトバンク株式会社が提供するLPWA（L o R a W A NTM）環境の利用に適合性があること。
- (3) 事業者に対し、その応募内容について、藤枝市は指定する期間内に態様を指定して追加資料を提出するよう求めることができるものとする。
- (4) 提案する実証実験において、本市からの発注・支出を前提とする事業の提案は行わないこと。
- (5) 事業者は、開発着手日より半年間はLPWA（L o R a W A NTM）の環境を無償で利用できるものとし、その後は利用料をソフトバンク株式会社に支払う。
- (6) 事業者は実証実験の結果、他の市町村に展開することが可能であれば、展開してもよい。
- (7) 藤枝市は必要に応じて、事業者に出席を求めて報告会を開催することができるものとし、その場合は、事業者に別途通知を行う。

16 問い合わせ先

藤枝市企画創生部 ICT 推進室（担当：齋藤・森下）

電 話 0 5 4 - 6 3 1 - 5 5 8 5
ファックス 0 5 4 - 6 4 3 - 3 6 0 4
メ ー ル ict@city.fujieda.shizuoka.jp

別表 審査点数表

(1) 審査委員による審査（50点）

	審査項目	評価の視点	指標	配点
企 画 提 案 に 対 す る 評 価	提案の実現性	提案内容の説得性、実現性が十分であるか		10
	環境活用性	事業の内容がL o R a W A N™の環境及び特性を十分に活用したものであるか		10
	提案内容の的確性	提案内容は公共の福祉に資するものか		10
	事業継続性	実証実験後も事業の継続が期待できるか		10
	技術革新性	今までにない技術・発想を用いたものであるか		5
	地域性	本市の文化・企業等の特色に根ざしたアイデアであるか		5